

東かがわ市告示第59号

東かがわ市お試し暮らし滞在助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市お試し暮らし滞在助成金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市お試し暮らし滞在助成金交付要綱（平成28年東かがわ市告示第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成金の額等)</p> <p>第3条 助成対象者が、助成対象活動のために市内宿泊施設に宿泊した場合の助成額は、宿泊に要した費用に対して1人当たり1泊<u>6,000円</u>を上限とし、1回の申請につき3泊分を限度とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(助成金の額等)</p> <p>第3条 助成対象者が、助成対象活動のために市内宿泊施設に宿泊した場合の助成額は、宿泊に要した費用に対して1人当たり1泊<u>3,000円</u>を上限とし、1回の申請につき3泊分を限度とする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。